

# 宮城県保険薬局に対する原油価格

- ・物価高騰対策支援事業費補助金

## Q & A

令和7年1月10日時点

宮城県保健福祉部薬務課

# 目次

1. 原油価格・物価高騰対策支援事業費補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - Q.1 補助金の目的は。
  - Q.2 補助金の交付額は。
  - Q.3 補助金の用途制限はあるか。
  
2. 補助金の交付対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - Q.4 補助金の交付対象施設は。
  - Q.5 廃止あるいは休止の薬局は、対象となるか。
  - Q.6 申請時点で廃止あるいは休止している場合を対象外にしている理由は。
  - Q.7 令和5年4月から8月の期間の運営実績があり、その後休止期間を経て令和6年7月から再開した場合、対象となるか。
  - Q.8 店舗は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内でない場合、申請できるか。
  - Q.9 ドラッグストアは対象となるか。
  - Q.10 交付対象を保険薬局に限定しているのはなぜか。
  - Q.11 申請期間内に薬局開設者の法人名称又は薬局の名称を変更したが、事業期間は変更前と通算して申請できるか。
  - Q.12 月の中で事業の開始あるいは再開又は廃止あるいは廃止がある場合、対象期間の考え方はどうなるか。
  
3. 補助金の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - Q.13 申請方法や必要な書類について教えてください。
  - Q.14 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。
  - Q.15 複数の保険薬局を運営している場合、申請は薬局ごとか、法人単位での申請になるか。
  - Q.16 光熱費等の増加を証する書類や領収証など、証拠書類を提出する必要はあるか。
  - Q.17 インターネットバンキングの場合、口座が分かる書類は何を用意すればよいか。
  - Q.18 送信後、記載漏れや表記誤りなど入力内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。
  - Q.19 申請にあたって相談したい場合はどうすればよいのか。
  - Q.20 申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうするのか。
  - Q.21 実績報告書の提出は必要ないのか。
  
4. 補助金交付後の事業日の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - Q.22 令和7年3月31日まで事業を継続する見込みで申請し補助金の交付を受けたが、急遽事業を廃止することになった。その場合、受け取った補助金はどうなるのか。
  
5. その他・・ 5
  - Q.23 審査状況、支給日の問い合わせに対応して欲しい。
  - Q.24 この補助金は課税対象となるか。
  - Q.25 県から電話がかかってくることはあるか。

## 1. 原油価格・物価高騰対策支援事業費補助金について

### Q.1 補助金の目的は。

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている宮城県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的としています。

### Q.2 補助金の交付額は。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、事業を継続する場合（申請日以降については継続が見込まれる場合とする。）の交付額は5万円です。

ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の事業継続期間が1年に満たない場合、上記にかかわらず、次の（1）及び（2）を合算して得られた金額と5万円を比較して、低い方の金額を交付します。

（1）月の初めから終わりまで事業を行った月×5千円

（2）月の途中で事業の開始あるいは再開又は廃止あるいは休止がある場合は、その月の事業を行う日数（事業の開始あるいは再開又は廃止あるいは休止した日を含む。）を30で除した数値に5千円を乗じた金額（1円未満の端数切捨て）とします。

【例1】休止していたが、令和6年10月15日から再開して令和7年3月31日まで事業を継続する（見込の）場合

（1）5月×5,000円=25,000円

日割りにならないのは11月～3月の5か月

（2）17日÷30×5,000円=2,833円（1円未満の端数切捨て）

10/15～10/31までの17日間

（1）+（2）=27,833円 < 50,000円  
よって、27,833円を支給

【例2】令和6年11月21日に新たに開局し、令和7年3月31日まで事業を継続する（見込の）場合

（1）4月×5,000円=20,000円

日割りにならないのは12月～3月の4か月

（2）10日÷30×5,000円=1,666円（1円未満の端数切捨て）

11/21～11/30までの10日間

（1）+（2）=21,666円 < 50,000円  
よって、21,666円を支給

Q.3 補助金の用途制限はあるか。

補助金は、保険薬局に係る電気・ガス料金等の光熱費の高騰分への補填に活用されることを予定しています。

## 2. 補助金の交付対象について

Q.4 補助金の交付対象施設は。

申請時点で、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け宮城県内で事業を継続中かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局です。

【対象外】次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外となります。

- ①国、県又は市町村が運営するもの
- ②暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ③県税に未納があるもの

Q.5 廃止あるいは休止の薬局は、対象となるか。

申請時点で廃止あるいは休止の保険薬局は対象となりません。

Q.6 申請時点で廃止あるいは休止している場合を対象外にしている理由は。

Q1 のとおり、この補助金は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている宮城県内の保険薬局の負担軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的としているためです。

Q.7 令和5年4月から8月の期間の運営実績があり、その後休止期間を経て令和6年7月から再開した場合、対象となるか。

申請時点で、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け宮城県内で事業を継続中かつ原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている保険薬局であれば対象になります。

Q.8 店舗は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内でない場合、申請できるか。

本社が宮城県外であっても、宮城県内を所在地とする保険薬局が存在する場合、宮城県内の分については申請対象となります。

Q.9 ドラッグストアは対象となるか。

関係法令に基づき、宮城県又は仙台市の薬局開設許可を受けるとともに、東北厚生局長から保険薬局の指定を受け、保険医療機関の発行する処方箋に基づいた保険調剤を行っている場合は対象となります。

Q.10 交付対象を保険薬局に限定しているのはなぜか。

保険薬局は公定価格である診療報酬により運営されており、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるためです。

Q.11 申請期間内に薬局開設者の法人名称又は薬局の名称を変更したが、事業期間は変更前と通算して申請できるか。

薬局開設者には変更がなく、法人名称又は薬局の名称を変更した場合など「保険薬局 薬局コード」に変更がない場合は通算できます。

一方、薬局コードが変更となった場合は新規開設となりますので、異なる薬局コードの薬局と事業期間を通算することはできません。

Q.12 月の中で事業の開始あるいは再開又は廃止あるいは休止がある場合、対象期間の考え方はどうなるか。

月の中で事業の開始あるいは再開又は廃止あるいは休止がある場合、開始あるいは再開又は廃止あるいは休止した日を含めた期間となります。

### 3. 補助金の申請について

Q.13 申請方法や必要な書類について教えてください。

#### ①申請方法

「みやぎ電子申請サービス」(LoGo フォーム)のみです。

\*電子メールや郵送、来庁による申請受付は行っておりません。

<https://logofom.jp/form/GQGB/775359>

令和5年度以前の申請方法から変更となりましたので、ご注意願います。



#### ②添付書類

上記申請フォームに必要事項を入力の上、「補助金の振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し」を添付して送信願います。

※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写し

なお、入力内容の不備や不足、添付書類の間違いや不鮮明等で判明できない場合は、「審査保留」又は「却下」となりますので、提出にあたっては今一度のご確認をお願いします。

Q.14 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。

#### ①申請受付期間

令和7年2月28日(金)までです。

#### ②補助金の交付

審査が完了したもののから、順次支払手続きを行う予定です。一方、「審査保留」の場合はその要因が解決した後に審査することになりますので、支払手続きは遅れることになります。

Q.15 複数の保険薬局を経営している場合、申請は薬局ごとか、法人単位での申請になるか。

施設ごとの申請となります。

令和5年度以前の申請から変更となり、同一開設者における複数の保険薬局を取りまとめた一括での申請は受け付けておりません。

Q.16 光熱費等の増加を証する書類や領収証など、証拠書類を提出する必要があるか。

提出の必要はありません。

ただし、今後の検査（立入検査含む）にあたって、提出を求める場合がありますので、令和11年度まで保管していただく必要があります。

Q.17 インターネットバンキングの場合、口座が分かる書類は何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーをPDFデータで提出してください。

Q.18 送信後、記載漏れや表記誤りなど入力内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記電子メールまたは電話でお問い合わせください。

なお、電子メールの場合は、開封確認設定で送信願います（数日たっても返信がない場合は、ご足労をおかけしますが、電話にてお問合せください）。

<E-mail> genyu-yaku@pref.miyagi.lg.jp

<電話番号> 022-211-2009

<受付時間> 午前9～12時、午後1～4時（土日祝を除く）

Q.19 申請にあたって相談したい場合はどうすればよいのか。

Q.18のとおりです。

なお、対面での相談をご希望される場合は、複数の希望日時、相談内容、人数、連絡者、電話番号をメールに記載又は電話で伝えてください。

後日、お伝えする指定の日時に下記場所にお越しください。なお、他業務の都合から、連絡を受けた希望日時に添えない場合がありますので、あらかじめご理解願います。

<場所> 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁7階

宮城県保健福祉部薬務課

Q.20 申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうするのか。

申請者と受取口座の名義が異なる場合、補助金の支払いができないことから、同一名義としてください。

なお、令和5年度以前の取り扱いから変更となり、委任状払いは受け付けておりません。

Q.21 実績報告書の提出は必要ないのか。

交付申請書が実績報告書を兼ねていることから、実績報告書の提出は必要ありません。

#### 4. 補助金交付後の事業日の変更

Q.22 令和7年3月31日まで事業を継続する見込みで申請し補助金の交付を受けたが、急遽事業を廃止することになった。その場合、受け取った補助金はどうなるのか。

補助金の目的を充たしていないことから、廃止日以降に該当する補助金については返還する必要がありますので、廃止する前に報告願います。連絡先はQ18のとおりです。休止する場合も同様です。

#### 5. その他

Q.23 審査状況、支給日の問い合わせに対応して欲しい。

審査状況や支払日に関するお問い合わせには、お答えしておりません。

Q.24 この補助金は課税対象となるか。

法人税法・所得税法上の非課税取引に当たらないため課税対象となりますが、詳しくは税務署へお尋ねください。

Q.25 県から電話がかかってくることはあるか。

入力内容の不備や不足、添付書類の間違いや不鮮明等で判明できないもののうち、「審査保留」となったものについて、修正又は是正のため連絡する場合があります。

その場合のメールアドレスまたは電話番号はQ.18のとおりです。